

## 随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会文化スポーツ課	
契約締結年月日	令和6年5月27日	
業 務 名	尾張旭市デジタルミュージアム用サブサイト作成業務	
業 務 の 概 要	尾張旭市ホームページ内にインターネット上の博物館であるデジタルミュージアムを構築することで、多くの方が尾張旭市の文化財や資料に触れられる機会を創出・推進する。また、尾張旭市内外へのPRだけでなく、歴史民俗について学ぶ教育現場等での資料の有効活用を図る。	
契約金額(税込)	1,265,000円 ※単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	福泉 株式会社	
根 拠 規 定	<b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する口欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市デジタルミュージアムは本市ホームページのサブサイトとして作成するものであり、これを実施できるのは本市ホームページの構築及び保守を行っている福泉 株式会社以外には存在せず、競争入札に適さないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会文化スポーツ課です。